

実績報告書作成要領、評価作業マニュアルの策定に当たり 主な検討すべき事項への方向性について（案）

1. 中期目標の達成状況の評価方法

【段階判定の積み上げ方法、判断基準】

- 評価の公平性、透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすため、積み上げ方法及び中期計画、中期目標（小項目、中項目、大項目）の段階判定区分の判断基準について、どのような設定が考えられるか。

＜方向性案＞

- 国立大学法人等ごとの具体的な中期目標が設定されている小項目による評価をより重視した仕組みとするため、小項目判定においては、中期計画の段階判定の平均値とともに、小項目（具体的な中期目標）が達成されているか（達成が見込まれるか）、小項目に照らして「優れた実績」や「特筆すべき実績」として認められるかなどの視点から行うこととする。

【現況分析の活用方法】

- 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請により、中期目標の達成状況評価において、学部・研究科等の現況分析結果を十分に活用することとされているが、どのような活用方法が考えられるか。

＜方向性案＞

※関連資料：資料3－1 「現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用について（案）」

【特記事項】

- 特記事項（優れた点、特色ある点、改善を要する点）の抽出基準について、どのような設定が考えられるか。

＜方向性案＞

- 抽出方法は、次ページのとおりとする。

【法人側】

・優れた点、特色ある点

中期目標（小項目）に照らして、該当する中期計画の「実施状況」欄及び「小項目の達成に向けて得られた実績」欄を設定し、これらの記載から抽出する。

・今後の課題

中期目標（小項目）の達成状況を自己評価する過程で明らかになった、中期目標期間終了時に向けて解決すべき課題等を記載

【評価者側】

・優れた点、特色ある点

法人側の自己分析を参考に、中期目標（小項目）に照らして、該当する中期計画の「実施状況」欄及び「小項目の達成に向けて得られた実績」欄の記載から抽出する。

※ 小項目判定における「特筆すべき実績」または「優れた実績」に相当するかどうかを判断する要素とする。

・改善を要する点

法人側の自己分析を参考に、該当する中期計画の「実施状況（実施予定含む）」欄及び「小項目の達成に向けて得られた実績」欄の記載から、中期目標期間終了時に向けての問題等を抽出する。

※ 中期計画判定、さらに小項目判定における低い判定の判断要素とする。

参考：評価実施要項 21 頁（抜粋）

v) 以下の考え方を参考に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」の特記事項を抽出します。

【優れた点】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点】

各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

【改善を要する点】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

※ 特記事項は、学部・研究科等の現況分析において、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合にも抽出します。

2. 学部・研究科等の現況分析の方法

【記載項目】

- 学系別の記載項目について、どのような内容や判定方法が考えられるか。
- 各学部・研究科等の特色ある取り組みを適切にくみ取ることができるように、どのような内容が考えられるか。

〈方向性案〉

- 名称については、「学系別の記載項目」として、例えば人文科学系の場合には「学系別の記載項目（人文科学系）」とする。
- 学系別の記載項目の構成や判定方法等については、11の学系別検討チームにおいて検討の上、策定していくこととする。

【認証評価との共通化】

- 認証評価との共通化をどのように図るか。

〈方向性案〉

※関連資料：資料3－2 「大学機関別認証評価との関係性について（案）」

3. 研究業績水準の判定方法

- より適切な評価を実施するため、判定方法についてどのように見直すか。

〈方向性案〉

- 研究業績水準判定は、4年目終了時評価時点における研究業績（研究課題）の水準判定を目的としており、第2期と同様にその重要な判定要素となる「判断根拠」、「代表的な研究成果」に基づき、研究業績（研究課題）ごとに判定することとする。
- 第2期と同様に研究業績水準判定の参考情報として、「代表的な研究成果」に係る「被引用数」及び「掲載ジャーナルの平均被引用数」に関する情報を評価者に提供することとする。
- 評価者は、同じ中区分内の他の評価者の判定結果を踏まえ、自身の判定結果を再検討の上、確定することを可能とし、効率的に審査の適正化を図ることとする。

4. データ分析集等の取扱い

- データ分析集・入力データ集をどのように活用するか。

<方向性案>

※関連資料：資料3－3「データ分析集及び入力データ集の取扱いについて（案）」

5. 評価作業スケジュール

- 評価作業スケジュールについてどのように見直すか。

<方向性案>

※関連資料：資料3－4「第3期中期目標期間における4年目終了時の評価スケジュール（案）」